

## 【イタリア】親子関係の法規定を見直す法案の策定

海外立法情報調査室・萩原 愛一

\* 2010年10月29日、イタリア政府は、親子関係の法規定を見直す法案を議会に提出することを閣議決定した。法案の主たる内容は、子の諸権利の規定を設けることや嫡出子と非嫡出子の区別を廃止し、両者の権利の平等を保障すること等であり、政府は、画期的で重要な改革であるとしている。

### 法案策定の背景

この法案の策定を促したものは、人権に対する配慮であり、共和国憲法の基本原則の規定(第2条[人権及び基本的義務]及び第3条[市民の平等])、そして、親と子の関係について具体的に規定している下記の第30条[子の教育及び婚姻外で生まれた子の保護]を実効あるものにしようとする姿勢である。

「子を養育し、訓育し及び教育することは、それが婚姻外で生まれた子であっても、両親の義務であり、かつ、権利である」(第30条第1項)

「法律は、婚姻外で生まれた子に対し、正統な家族構成員の権利と両立する法的及び社会的なあらゆる保護を保障する」(同第3項)

この方向性は、近年の様々な国際的取決めにおける人権重視の流れに従ったものである。とりわけ、2009年のリスボン条約の発効により、EU基本条約と同等の地位を得ることになったEU基本権憲章の第21条[差別の禁止](性別、人種、皮膚の色、民族的あるいは社会的出身、遺伝的形質、言語、宗教若しくは世界観、政治的見解その他の見解、国内的少数派への帰属、財産、出自、障害、年齢、性的指向を理由とする差別の禁止)は、加盟国への拘束性を有するものとして重要な意味を持っている。

### 法案の概要

法案の作成は、首相府家族政策局に設置された、家族に関する法的諸問題調査委員会により進められた。この委員会は、ローマ大学の民法法の教授が委員長を務め、内務大臣、法務大臣、機会均等担当大臣等に指名された者により構成されている。公表された法案解説資料によると、法案は4か条から成る見込みで、主たる部分である第1条及び第2条の概要は次のとおりである。

#### 第1条 (以下のように、民法典の改正を行う)

○「親権」から「親子関係」へ

民法典第1編第9章は、見出しの「親権」を変更し、親の権利を中心に据えた構成から、親子関係や子の権利を重視した内容の構成とする。

○子の権利についての規定の導入

「両親に対する子の義務」を規定した民法典第315条は、子の義務のほか、子の権利も列挙した内容にするため、条文の見出しが改められる。そのうえで、憲法第30

条に掲げられた「子に対する親の義務」が民法典のこの条でも規定され、それとともに、子の諸権利の規定が明記される。「親に精神的に支えられる権利」「本人の家族のなかで成長する権利」などのほか、「本人に関わるすべての問題や手続きについて、自分の意見を表明し、それを尊重してもらう権利」が規定される。これは、「児童の権利に関する条約」第 12 条における規定（「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」）に従ったものである。なお、法案の原案では、「愛される権利」も含まれていたが、閣議の場において、法律になじまないとの理由で削除されたとのことである。「子の権利」の規定を明記するのにあわせて、「子の義務」の規定も拡充され、現行の「子は両親を敬わなければならない、同居する場合には、その資産及び収入に応じて家族の生計に寄与しなければならない」という 315 条の規定には、「(その) 能力 (に応じて)」が挿入される見込みである。これは、親による養育の期間を終えて成人した子に対して、労働の道徳的及び社会的義務を規定するものである。

#### ○「子の法的地位の単一性」の原則の導入

具体的には、嫡出子と非嫡出子の区別が廃され、子は、出自にかかわらず、相続や贈与等を含むあらゆる面で同等の権利を有することになる。正当な理由により言葉の上で両者を区別する必要性が生じた時には、それぞれを、「婚姻内で生まれた子」、「婚姻外で生まれた子」とする。これは、先に掲げた憲法第 30 条の表現とも合致することになる。なお、この規定は、民法典第 315 条の 2 として付加される。

**第 2 条**（第 1 条による民法典の改正を受けて、民法典の親子関係の他の条項や関連法規の改正を政府に委任することを規定している。それらのうち、主なものは以下のとおり）

#### ○婚姻外で生まれた子の認知に関わる規定の改正

- ・ 認知された子は、その親の親族となることを規定する。
- ・ 子の認知に必要な本人の承諾の最低年齢を、現在の 16 歳から 14 歳に引き下げる。
- ・ 相続及び贈与についての規定を、子の間の差別を廃止する目的に適合させる。

#### ○「遺棄」の概念を導入。

これによって、親が養育を怠った未成年の子の法的保護に係る措置の統一を図る。ただし、親の経済的困窮は、子とその家族の中で生きる権利を害するもの（すなわち、子の遺棄を正当化するもの）ではない。

### 今後への展開

家族に関わる法的諸問題に関しては、今後、離婚前別居の短期化、事実婚や独身者の養子縁組の法的承認など、さらなる改革が行われることを望む声が聞かれる。

参考文献(インターネット情報は 2010 年 12 月 14 日現在である。)

- ・ Governo italiano, “Il Governo Informa: La riforma che cancella le differenze tra figli legittimi e naturali.” <[http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/figli\\_status](http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/figli_status)>